

議 事

○中村刑事法制企画官 性犯罪の罰則に関する検討会の第12回会合を開会させていただきます。

山口座長、よろしくお願ひいたします。

○山口座長 本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は田中委員と田邊委員が御欠席でございます。

本日は前回に引き続き、取りまとめに向けた検討を行うということになっております。取りまとめ報告書の案につきましては、前回の会合で皆様から頂いた御意見を踏まえまして、何点か追加や修正を行いました。

修正を見え消しにしたものと、修正を溶け込ませたものをお手元に配布させていただいております。見え消し版の方を御覧いただきますとお分かりいただけますとおり、前回、委員の皆様から頂いた御意見につきまして、既に記載されているものと重複しない範囲で、できる限り反映をさせていただきました。

また、第4の「終わりに」の部分につきましては、前回、様々な御意見を頂きましたので、その御意見を踏まえまして、表現を修正するとともに、最後に本検討会の議論を政府や社会全体に受け止めていただきたいというメッセージを追加させていただきました。

委員の皆様には事前に事務局からお送りいたしまして、既に御了解をいただいていると思いますが、改めまして、このような内容で取りまとめ報告書とさせていただくということでもよろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。

それでは、この内容で取りまとめ報告書とすることにしたいと思います。

この取りまとめ報告書の「終わりに」に記載されておりますとおり、今後法務省におかれましては、この検討会の議論を十分に踏まえた上で、しっかりと前向きに御検討をお願いしたいと思います。

それで、残りの時間につきましては委員の皆様から本検討会を振り返っての御感想、あるいは今後に向けた展望、あるいはこれまで検討してきた罰則に関する論点にとらわれない幅広い視点からの御意見など、何でも結構でございますが、それぞれお一人3分程度、御発言を頂戴できればと思います。

まず、本日御欠席のお二人の委員からコメントを頂いているということですので、事務局からその御紹介をお願いいたします。

○中村刑事法制企画官 本検討会の最終回に当たりまして、田邊委員及び田中委員からコメントをお預かりしておりますので、代読させていただきます。

まず、田邊委員からのコメントです。

今回、検討会に参加させていただき、その中で、様々な御意見を聞くことができ、貴重な機会を与えていただいたものと感謝しております。事実認定など裁判所の実務運用に関する御意見、御批判も頂きましたが、検討会における御意見なども踏まえまして、引き続き適切な運用に努めてまいりたいと考えております。本検討会関係者の皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。

続きまして、田中委員からのコメントです。

性犯罪の罰則に関する検討会の最終回に出席することができず、申し訳ありません。

私自身、これまで、検察の現場で多くの性犯罪の事案を扱ってまいりましたが、この度、この検討会に委員として参加させていただき、刑事法の研究者の方々や、裁判所、弁護士会、警察という実務家の皆様、被害者支援関係の方といった様々な立場の方々から、幅広く多角的な視点からの御意見を伺い、意見交換をすることができたことは大変有意義であったと感じております。

本検討会の議論は大変意義深いものとなったと思います。私は、これまでも、検察実務の現場で、性犯罪被害者の方々と接する中で、被害者の方の声をお聞きし、その被害の深刻さを感じてきましたが、今回、このような場で被害者の方や被害者支援に携わる方々の御意見を聞く機会をいただき、性犯罪の被害に遭うということがどのようなものであるかということを、改めて認識することができました。

本検討会においては、検察実務の運用に関する御指摘も頂きましたし、この検討会での議論の内容は、検察実務の参考となるものと思われまます。本検討会におけるこれまでの議論内容については逐次、最高検察庁に報告するなどしてまいりましたが、本日、取りまとめられる報告書についても、検察において広く共有し、そこに含まれる問題意識や御意見について、改めて認識した上、捜査・公判活動にいかすようにしてまいりたいと考えております。

○山口座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、どなたからでも結構でございますので、御発言を頂ければと思います。

○角田委員 今の田中委員のコメントにありましたように、私もこの検討会に参加させていただいて、いろいろな御意見を伺い、勉強ができて大変有り難かったと思っております。最初にそのことをお礼申し上げたいのです。

それから、検討会で賛成多数とならなかった論点、私がそれを改正すべきだと言っていた論点、たくさんあったわけなのですが、被害を経験した人たちの納得が得られるかどうか、大変残念だと思っております。その方たちのこの検討会にける期待が非常に大きかったということがありました。それで、検討会の途中でもその方々と一緒に勉強会に参加したりということがありましたので、私自身はそういう方々の期待に応えきれなかったなど内心、じくじたる思いがあるのですけれども、いずれ多くの方に、今までの扱いを改める必要があるのだということを理解してもらえるようになればと思っております。そのために実務家として何を今後すべきかということを考えております。

ロースクールは理論と実務の架け橋だということで出発したわけなのですが、どうも10年たって、そのことがそれほど評価されることに至っていないということも感じております。そこで実務家としては改めて理論と実務に橋を架けることの必要性を実感しております。そして実務家はもっと理論をよく知ることが必要であるだろうし、理論家は実務をより具体的に知るといようなお互いの交流といえますか、そういうことを実践しながら次の議論をするチャンスが来れば大変うれしいことだと思っております。

それからもう一つは、取りまとめの「終わりに」のところにはっきり書いていただいて、私は大変うれしいと思っているのですけれども、性暴力犯罪が起きる社会的構造について

もっと視野を広げなければいけないという指摘は大変貴重だと思います。日本ではなかなか性暴力犯罪がなぜ起こるのかということ、社会の性差別的な構造と結び付けて考察するということが少なかったと思っており、今後そういうことを進めていくためにも、この「終わりに」のまとめは大変有り難いと思っております。

それから、性暴力犯罪の被害を受ける人というのは、多くは女性や子供、性的少数者と呼ばれる方々が多いのですが、その方々はこの社会で何らかの形で弱者的な立場にある方々なわけなのです。社会の弱者の人権がどれだけ保障されているかということがその社会の人権的な成熟度を示すバロメーターだとよく言われていますので、今後、日本がそういう意味で成熟した社会に変化していくために、私も今後とも何らか、お役に立てれば大変うれしいことだと思っております。どうもありがとうございました。

○**工藤委員** 私は警察庁から委員として参加させていただいたわけですが、警察では性犯罪というのは身体的な被害だけではなくて精神的な被害、大きな被害をもたらす犯罪だということで、殺人あるいは強盗等と並んだ重要犯罪と位置付けておまして、その捜査には非常に多くの力を割いているわけですが、今回、改めて、正に様々な立場からの御意見をこの場でお伺いするとともに、第2回、第3回と2回にわたるNGO等の方からのヒアリングを通じて、改めて実態でありますとか様々な関係者、被害者を主として様々な方々の思いというのを知ることができて、非常によかったと思っております。

特に警察といたしましては、捜査をするに当たって第一線の捜査員が被害者といかに接していくべきなのか、どれだけ被害者の精神的な負担を少なくしていくのかという点に関して、このこと自体は検討会の主題とは若干離れてしまうわけですが、今後の課題といたしまして、一線のそういった捜査に当たる警察官に対する教養を、今後もきちっとやっていくということでもありますとか、産婦人科の方だとか、あるいはカウンセラーの方等との連携をいかに強化していくかといったような部分に今後いかしていけることは多々あったのではないかと考えております。

したがって、今回の結果は組織としても共有して、今後の様々な警察施策にいかしていけるものと確信しております。ありがとうございました。

○**井田委員** 私も昨年10月以来、この検討会でいろいろと勉強をさせていただきまして、大変教えられることが多かったのですが、その過程で考えましたこと、また感じましたことを幾つか思い付きではございますけれども、ここで申し上げたいと思います。

まず、何よりも改めて刑法典の性犯罪の規定を読み直してみて、やはり古い。時代の変化に取り残されたものであって、早急に改正を必要とする、このことを正に痛感いたしました。諸外国と比較したときに改正に向けてエンジンがかかるのが遅すぎたというべきで、この機会を逃さずに検討会の取りまとめの趣旨に沿った形で刑法典の性犯罪規定の改正が実現することを希望したいと思います。

検討会内外でいろいろな御意見をお聞きしていて、刑法の専門家として、という口幅ったいなのですが、二つのことを感じました。

一つは、刑法というものに過剰な期待が向けられている嫌いがあるのではないかとことです。刑法の持つ現実的な機能をもっとクールに認識することが必要なのではないかと、いう気持ちを強く持ちました。確かに今の刑法典の規定に示されている基本的な思想自体は古いもので、今の時代に到底そぐわないと言えますけれども、しかし、現行の刑法典の

規定に加えて、特別刑法の罰則も併せて考えたとき、およそ処罰できない大きな空隙部分^{くうげき}が生じているというわけではないし、また、およそ正義に反するような扱いしかできない箇所があるというのでもない。法定刑を引き上げれば、それで急に性暴力を減少させることができるというものでもない。恐らく性犯罪に対する対応としては刑法の規定の改正以外にもいろいろある、というより、むしろそちらの方が中心であるべきで、刑法の規定を変えることで問題のその一部でも解決したという気になってはいけないということです。犯罪への対策、その最善のものは社会の在り方のほうを変えることだという言葉は、ここにも妥当すると感じました。

もう一つは、性暴力からの被害者の有効な保護ということが非常に強調されるがあまり、伝統的な刑事法の基本的な諸原則、それらを掘り崩しかねないような、そういう議論がかなり世上流布していることにも驚きました。強姦罪における暴行・脅迫要件の緩和とか、あるいは公訴時効の停止、撤廃とかを主張される方がその点、どう考えていらっしゃるのか、私にはどうもよく分からないまま今日まで来ました。

他方で、刑法の専門家の方にも、かなり深刻な反省を要する部分があると感じたのも事実です。取り分けそれは性犯罪の保護法益の理解をめぐることです。性的自由とか性的自己決定権とかいう伝統的な法益理解は、重要な部分の検討をなおざりにしてきたと思うに至りました。

これは実は、患者の自己決定権をめぐる議論とパラレルなのです。医療や臨床研究の分野で「自己決定権」ということがいわれますが、自己決定に反する行為というとき、意思決定の自由のみを侵害する場合があります。最高裁判例になりました、エホバの証人の信者への輸血の事件のケースがその典型例です。しかし、自己決定に反して身体や健康を害する場合もある。つまり意思に反するというだけでなく、実体的な法益侵害があるケースです。性的自己決定に反する場合は、単に意思決定の自由を侵害する場合ではなく、後者に当たる場合なのですが、果たして、何が毀損されるのか、その実体が積極的に言葉になっていないのです。

最近のドイツのある有力な学説では、性犯罪の保護法益を、「内密領域を尊重することを求める権利」であるとしています。確かに、人は他人にアクセスされることを欲せず、他人のそれにアクセスすることも欲しない身体的領域を持つ。それは、「身体的内密領域」と呼ぶことができましょう。性的行為とは、そのような身体的内密領域を一定の他者との関係で相互に開放し、五官全ての作用をもってその領域を相互に経験し合うという営みです。意思に反して、こうした体験の犯人との共有を強いられることこそ、性犯罪における被害の実体であると考えられるのではないのでしょうか。性犯罪の保護法益（保護の実体）は、そのような身体的内密領域として把握されるべきであり、これを敷衍すれば、身体的内密領域を侵害しようとする性的行為からの防御権^{ふえん}という意味での性的自己決定権として捉えられるべきだと考えるに至りました。

この点において、従来の刑法学の学説には説明不足の点があったことは否定できない。このことについては、率直に反省すべきであると思っています。

以上です。ありがとうございました。

○木村委員 今回、私もこの会に参加させていただいて、非常に様々な意見があるということがよく分かって、大変勉強になりました。

取りまとめ報告書を見て、まず非常に重要だと思ったのは冒頭部分で、今、井田委員もおっしゃったのですけれども、保護法益について、性的自由に対する罪、単なる性的自由に対する罪ではなくて、人間の尊厳に対する罪なのだとすることを明記された。このことは非常に重要だと思います。このことを基調にして報告書全体が書かれていると理解いたしました。ですので、法改正に当たっても、是非そのことを尊重して議論していただければ非常に有り難いと思いました。

それと、今回、必ずしも中心的な論点にはならなかったのですけれども、個人的には準強姦と準強制わいせつについてももう少し活用できるというか、適用を広げられるのではないかと考えておまして、法改正の段階になりましたら、そのことももうちょっと掘り下げて検討していただければ非常に有り難いと個人的には思っています。

○**小木曾委員** 長年の懸案であったいろいろな問題を総合的に検討して踏み込んだ議論をする場に参加させていただいたことは、個人的に非常に有り難いことでありまして、お礼を申し上げます。

性犯罪が起こっていいと思う人はいないだろうと思いますし、刑事責任をとるべき者がいれば、正しい事実認定に基づいて適正な処罰がされるべきであるということにも異論はないと思います。では、何をもって適正と考えるかということですが、今回、現行の犯罪及び刑罰体系における性犯罪の位置付け、また、保護法益という観点から議論が進んだことは大変意義深いことだと思います。

一方で、国家の名においてある個人を犯罪者とする、取り分け性犯罪の犯罪者であると認定する手続には、やはり譲ることのできないルールというものが存在し、これをおろそかにするわけにはいかないだろうと思います。

また、このような犯罪は起こらなければ起こらない方がよいのであり、それは教育の問題であるかもしれませんが、あるいは再犯防止の様々な工夫ということであるかもしれません。また、不幸にして起こってしまったときには早期の発見や被害者のケア、それから二次被害の防止といったトータルな対策が必要であります。

その意味で、この報告書の最後に、先ほど角田委員がおっしゃいましたけれども、最後の約10行くらいが加わったということは非常に大きな意味があると考えます。

以上です。ありがとうございました。

○**齋藤委員** 私は今回、被害者支援に携わる者であり、臨床心理士という立場で参加させていただきました。検討会に参加させていただくことが決まってから、刑法に関する様々な本を読んで勉強いたしました。そして、これまでは、被害者支援に携わっておきながら、法律の仕組みといいますか、法律の、刑法の考え方というものを理解していなかったということを痛感しました。この検討会に参加させていただいて、本当にいろいろなことを勉強させていただきました。ありがとうございました。皆様が、被害者支援での経験や、そこで聞いた被害者の声、心理の概念に耳を傾けて下さったことを、大変有り難く感じております。

最後にもう一度、被害者支援の実務の立場からの意見を、少し述べさせていただければと思っております。

今回の検討会は角田委員もおっしゃったように、当事者の方はもちろんですが、支援関係者からの期待もとても高いものだったと感じております。それは、支援関係者はこれまで

被害者の方々の声を聞き続け、もどかしい思いをずっと持っていたからだと思います。私も、例えば恐怖を感じて凍り付いて抵抗できなかったにも関わらず、同意について争わなければならなかった場合であるとか、友人とか知人という関係性があつたので、不同意であつたということが認められず刑事事件にできなかった場合であるとか、挿入されなかったから強姦と認定されず、相手の刑が軽くなるのであれば、途中で何もかもを諦めて挿入されてしまえばよかつた、と被害者の方が泣きながらおっしゃる場合も経験してまいりました。また、受けた傷付きや失ったものに比べて相手の刑が余りにも軽いと悲しみ憤る方であるとか、同じような被害なのに、性別によって何で自分の刑は強制わいせつになってしまうのだということを訴えた方というのもいらっしゃいました。これらは、一部を切り取つての言葉ですので、もしかすると誤解を生むかもしれません。しかしお伝えしたいことは、これまでは、被害を受けた方の実際の感覚と、刑事手続や法律で捉える被害者像というのがマッチしていない部分があつたのではないかとことです。また、臨床心理士としては、恐怖を感じたときの解離や麻痺という概念が、なぜ理解されないあるいは認められないのだろうと、純粋な疑問も抱いてまいりました。

そういったことを支援関係者は経験してきたので、今回、いろいろな期待というのがあつたのではないかと思います。私自身としましては、本検討会では、幾つかの大きな影響のある御意見がまとめられたと思っています。暴行・脅迫要件や年齢、時効の件など、意見をきちんと言ひ切れなかつたと反省している点、まだまだ検討の余地がある点もありますが、新聞などでの報道も多方面からの反響もとても大きく、この検討会は社会に対しても本当に大切なものだつたと思います。私も、性犯罪という問題を考えたときに、法律の問題だけではなく、社会の認識の問題という点も大きいと考えています。

性犯罪の被害者の方の多くは、支援機関で初めてお会いするときには、抵抗しなかつた自分が悪いと思つていたり、自分が誤解を与えたので事件が起きたのではないかと自分を責めていたりして、加害者を責めきれずにいる方も結構な数いらっしゃいます。その原因は様々ですが、一つには、性行為と性犯罪に関する社会の認識の混乱があるのではないかと思います。性行為は、通常の生活で行われる通常の行為です。その性行為と、犯罪である性犯罪の境目に混乱があり、二次被害が生じるのではないかと。実際に、周囲の人から、そんなの大したことないよとか、ただの性行為ではないかみたいなことを言われた被害者の方々というのもいらっしゃいまして、そういう誤解というのがあるのではないかなと思います。しかし、被害者の方々は大体、落ち着くと、あれは性行為ではなくて確かに犯罪だつたのだとおっしゃいますし、私自身も、性被害における性行為と通常の性行為は全く違うと考えています。

PTSDの発症率についても、性犯罪、強姦被害とか強制わいせつ被害は、ほかの暴行傷害などに比べて発症率が高く、非常に大きな心の傷を与える被害であることは既に分かつてのことです。性犯罪の被害者の傷付きについて、まだまだ、社会で認識されてないところもあるのではないかとと思っています。

私としましては、性別に関わらず、年齢に関わらず、性被害が適切に認識され、被害者の方が適切に支援やケアにつながっていける世の中になる、そういう仕組みを作っていくことが大事なのではないかとと思っています。

今、検察の方や弁護士の先生方から被害者支援センターに支援を依頼されるということも

結構ありまして、そこから精神的ケアにつながるということもあります。そのようにいろいろなネットワークができ、社会に支援とかケアの概念が広がるということが、ここから先はとても大切だと思っています。検討会と少し外れた話になったかもしれませんが、最後かと思ひまして、少し被害者支援の立場から意見を述べさせていただきました。本当にありがとうございました。

○佐伯委員 私もこの検討会に参加させていただき、貴重な機会を与えていただいたことにお礼を申し上げたいと思います。山口座長の適切な司会にもお礼を申し上げたいと思います。

私は特にこの検討会を通じて性被害の実態について勉強させていただき、被害者の立場に立って考えるということの重要性を再認識させられたと思っています。暴行・脅迫要件の解釈について反省させられましたし、性犯罪の改正が必要であるということについても全く異論がございません。

ただ、改正を議論するに当たっては、一つは性犯罪の罰則というのは刑法だけではなく、特別法も含めた法体系全体として考える必要があるということ、それから第二に、これは各委員から既に御指摘のあったことですけれども、この問題は処罰だけで解決する問題ではないということを確認している必要があると思っています。

○北川委員 私もこの検討会に参加いたしまして、様々な方々の様々な御意見を聞く貴重な機会を頂戴したことに改めて心よりお礼申し上げますとともに、それぞれの御意見がきちんとした形でまとめられたこの取りまとめができましたことに感謝を申し上げたいと思います。

個人的にこの検討会に出席して、特に意識、認識したこと、感想めいたことですが、2点ほどあります。他の委員の方々と重複するところはありますけれども、申し上げたいと思います。

一つは、最初の2回のヒアリングであるとか、あるいは委員の方々のお話を伺って、性犯罪の被害に遭われた方々には女性だけではなくて男性もいて、深刻な後遺症に苦しんでいるということに改めて気付かされました。その意味で、性犯罪に対する扱いにおいてジェンダー、性差というものがあってはならないのだということを強く認識いたしました。

もう一つは、これも多くの先生方と重複する点ではありますけれども、性犯罪の罰則規定の見直しによって解決できること、あるいは解決すべきことの見極めというのは非常に難しいことに改めて気付かされました。刑法や刑事訴訟法の改正だけでは性犯罪の被害者の方々のもどかしい思い、あるいは期待というものを全て受け止めることが困難であるという、そういう意味からも性犯罪の被害者に対する各方面からの理解や支援、あるいは児童に対する性的虐待については早期の発見等の施策等の拡充、あるいは性犯罪者に対する更生、治療プログラムの充実などが今後、一層望まれるのではないかと思います。以上です。ありがとうございました。

○宮田委員 今回、このような検討会に参加させていただき、大変勉強になりました。日弁連から出ている角田委員と私は、被害者の代理人と加害者の弁護人という最も対立する立場として出ているわけですから、意見が相違するのは当然であったかと思っています。

私が弁護人の立場からの指摘と、更に性犯罪をめぐる問題について大きく二つ、御指摘申し上げます。

弁護する立場から申しますと、冤罪の問題が頭から離れません。被害者や第三者である目

撃者の述べることは信用できるとされ、それが元で起きた冤罪事件は少なくありません。被害者の方たちが本当に苦しんでいること、被害について話すこと自体がつらくてたまらないこと、それはとてもよく分かります。しかし、被害者の曖昧な記憶で見込み捜査がされて、冤罪が発生したことも指摘せざるを得ません。例えば氷見事件がございます。足利事件はDNA鑑定のような客観的な証拠が残っていたものでありますが、その客観的な証拠の鑑定が誤っていたというものです。再鑑定に供するための試料が保管されなければならぬなど、冤罪を防ぐための方策が必要だということについては言うまでもありませんが、性犯罪の場合、冤罪が起きたとき、性犯罪が破廉恥罪中の破廉恥罪だということで、犯人と誤認された方が受けるダメージの大きさ、それがどれほどのものであるかということとは、ここでの議論とは直結しませんが、あえて指摘させていただければと思います。

また、被告人が実際に事件をやったと認めている事件についても、もっといろいろと考えてほしい事柄がございます。

先ほどからの委員の方々からのお話の中にもありましたが、性犯罪を犯す者の性に対する考え、あるいは男女の在り方に関する考えというのは非常にゆがんでいます。それこそ女性の体のここと、ここと、ここを揉んだり触ったりすれば女性は喜ぶんだというにはっきりと述べるような被告人だっておりますし、あるいは自分が声を掛けたら女性が「ノー」というはずがないという思い上がりのある方もいます。

そこに必要だと思われるのは、性教育あるいは男女の在り方、性の在り方に対する教育ではないかと思えますし、性に対する認知のゆがみが起きてくるのは、誤った性表現を目にしてしまったことが原因になっている可能性もある。そういう意味では、性表現の在り方に対する検討も必要なのかもしれない。

そして性犯罪を犯すおそれがあると自覚している人や、性犯罪を犯してしまったという人に対する医療的なアプローチの必要性は、言っても言い足りないところです。ヒアリングでSOME Cの福井裕輝先生がお話しになりましたけれども、そのような人に対する治療方法は世界的には確立しているにもかかわらず、我が国では十分にそれは行われていない、健康保険も使えない。こういう状況は改めなければなりませんし、まだ緒に就いたばかりの刑務所内、あるいは保護観察における性犯罪のプログラムについても、もっと充実させていくべきであることは言うまでもないと思えますし、その時間が十分にとれるように、また、専門家がそこに携われるように、予算措置なども考える必要があるのだろうと思えます。以上、弁護して思うことについて申し述べました。

次に、性犯罪そのものをめぐる問題について、申し上げたいと思います。性犯罪について今回、刑法典の問題をいろいろと検討されましたけれども、刑法典の中でも、先ほど申し述べました性表現に関する問題については十分な検討がされませんでした。それが性犯罪を誘発する原因たり得るということを、我々は自覚する必要があるのではないかと、その取締りの方法などについて、時間や場所的な制限などを加えていくなどのことも考えなければならぬと思います。

また、非犯罪化すべき罰則もあるように思われます。例えば売春防止法の第5条です。客を引いている売春婦を処罰するよりは、その売春婦を搾取している者を処罰するべきなのではないでしょうか。風俗産業では売春が行われているということは、我々にとって既に現実そのものです。これを放置するのか、あるいは売春に対してどのような対応を我々が

していくべきなのかというような根本的な問題も考えなければなりません。

売春婦に対する対応にしても、婦人補導院が機能していない、婦人保護施設がDVなどの一時保護の場所になるなどして、売春をしている人たちへの対応が十分にできない。逆に言えば、そのようなDVなどの被害者への対応も十分できていないということになるかもしれません。施設の多様化などの方策も必要です。

あるいは、性的搾取という問題を考えるならば、アダルトビデオにだまされて出される。あるいは何の説明も受けずに出演して、自分の同意していないものを頒布されてしまうような方もいらっしゃる。表現の自由に名を借りた性的搾取も存在しているということは指摘せざるを得ないところです。

性にまつわる犯罪に関しては、検討すべき問題は山積しているように思われます。そして、そのような問題について考えるときには、今回の議論の中でも、それは常識ではないかと言われましたけれども、刑罰が飽くまで最終手段であって、刑法は謙抑的であるべきであるということ、あるいは田邊委員が繰り返し述べていたように、構成要件というのは明確なものでなければならない、あるいは刑罰法規について立法する際には、立法事実についての詳細かつ的確な分析が必要であることは言うまでもありません。

前回の刑法改正で強姦の刑罰は下限が引き上げられました。それによって犯罪が減らないのは、果たして執行猶予が付くような刑罰だからなののでしょうか。むしろ被害者対策が充実することによって暗数が掘り起こされたという可能性もあるのではないのでしょうか。検討すべき課題は多いと思います。

しかしながら、いろいろな問題はあるにせよ、この検討会によって今まで正面を切って議論されてこなかった性犯罪の問題がクローズアップされ、社会の大きな関心呼んだということについては私は本当に喜ばしいことだと思います。これは被害者にとっても、そして被害を生じさせてしまった人への対応という意味においても、とても重要な機会であったかと思えます。

○山口座長 委員の皆様にはそれぞれのお立場から様々な御発言を頂きまして、誠にありがとうございました。

最後に、閉会に当たりまして事務局から御挨拶があるということでございますので、お願いしたいと思います。

○上富官房審議官 性犯罪の罰則に関する検討会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

山口座長を始め委員の皆様には、昨年10月の第1回会合から本日まで約9か月間、大変お忙しい中、12回にわたる会合に御出席いただきまして、非常に熱心かつ活発な御議論をいただいたことを厚く御礼申し上げます。

本検討会におきましては、性犯罪の罰則の在り方に関し、様々な御知見を踏まえた幅広い観点から御議論いただいた上、本日、報告書を取りまとめていただきました。法務省といたしましては、本検討会の御議論を真摯に受け止め、今後、性犯罪の罰則について検討してまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後とも、この問題に御関心をお寄せいただき、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山口座長 ありがとうございました。

では、最後に性犯罪の罰則に関する検討会を終了するに当たりまして、私からも一言御挨拶

撥を申し上げます。

ただ今お話がございましたように、本検討会は昨年10月31日に第1回の会合を開催いたしました。本日まで12回にわたり議論を行ってまいりました。性犯罪の罰則につきましては近年、様々な観点から、指摘がなされてきていたところがございますが、本検討会はそのような御指摘も踏まえつつ、幅広い観点から充実した議論ができたのではないかと考えております。私自身、非常に勉強させていただきまして、感謝いたしております。

委員の皆様にはそれぞれのお立場から、それぞれの御知見をいかした貴重な御意見を頂きました。また、議事の進行に当たりましても御協力をいただき、全体として充実した議論ができたことにつきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

本日、このように本検討会の報告書を取りまとめることができましたので、これを今後、法務省における法改正に向けた検討に十分役立てていただけるよう期待したいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に本日の議事及び資料につきましては、特に公表に適さないものはないと思われまますので、全て公表させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

それでは、これをもちまして、性犯罪の罰則に関する検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。